

(税抜価額と税込価額が混在する場合)

問 59 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。当社のレジシステムで買い物客に発行するレシートは、一般の商品は、税抜価額を記載していますが、たばこなどの一部の商品は税込価額を記載しています。この場合、適格簡易請求書に記載する「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した額」及び「税率ごとに区分した消費税額等」は、どのように算出すればよいのですか。【令和3年7月追加】【令和6年4月改訂】

【答】

適格請求書の記載事項である消費税額等に1円未満の端数が生じる場合は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行う必要があります（消令70の10、基通1-8-15）。この取扱いについては、適格簡易請求書に消費税額の記載を行う場合についても同様です。

ご質問のように、一の適格簡易請求書において、税抜価額を記載した商品と税込価額を記載した商品が混在するような場合、いずれかに統一して「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した額」を記載するとともに、これに基づいて「税率ごとに区分した消費税額等」を算出して記載する必要があります。

なお、税抜価額又は税込価額のいずれかに統一して「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した額」を記載する際における1円未満の端数処理については、「税率ごとに区分した消費税額等」を算出する際の端数処理ではありませんので、この場合にどのように端数処理を行うかについては、事業者の任意となります。

ただし、たばこや指定ごみ袋など、法令・条例等の規定により「税込みの小売定価」が定められている商品や再販売価格維持制度の対象となる商品と、税抜価額で記載するその他の商品を合わせて一の適格簡易請求書に記載する場合には、「税込みの小売定価」を税抜化せず、「税込みの小売定価」を合計した金額及び「税率の異なるごとの税抜価額」を合計した金額を表示し、それぞれを基礎として消費税額等を算出し、算出したそれぞれの金額について端数処理して記載することとしても差し支えありません。

【たばこと税抜価額の商品が混在する場合の適格簡易請求書の記載例】

①税抜価額で統一する方法

〇〇商店  
登録番号 T123...

領 収 書  
××年×月×日

ボールペン		¥218	
コーヒー	※	¥120	
たばこ		¥580	税込

---

税抜 10%対象		¥745	
消費税		¥74	
税抜 8%対象		¥120	
消費税		¥9	
	合計		¥948

※軽減税率対象

ボールペン (218 円) とたばこを税抜化した金額 (580 円 × 100/110 ≒ 527 円) の合計 (745 円) に消費税率 10% を乗じて算出 (端数切捨て)

②税抜価額で統一しない方法

〇〇商店  
登録番号 T123...

領 収 書  
××年×月×日

ボールペン		¥218	
コーヒー	※	¥120	
たばこ		¥580	税込

---

税抜 10%対象		¥218	
消費税		¥21	
税込 10%対象		¥580	
(内消費税		¥52)	
税抜 8%対象		¥120	
消費税		¥9	
	合計		¥948

※軽減税率対象

たばこを税抜化せず、消費税額を別途税込金額により算出